

仙台市教育委員会訓令第2号

仙台市教育委員会技能職会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市教育委員会

教育長 天 野 元

仙台市教育委員会技能職会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

仙台市教育委員会技能職会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第二条 技能職会計年度任用職員の給与については、技能職会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市訓令第18号。以下「市訓令」という。）の適用を受ける技能職会計年度任用職員について定められているものの例による。この場合において、市訓令第3条第二項中「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市訓令第7号）」とあるのは「仙台市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市教育委員会訓令第11号）」と、同条第三項、第五条第五項、第十条第一項、第十三条、別表備考1、同表備考3及び同表備考4中「総務局長」とあるのは「教育長」と、市訓令第五条第二項第七号中「技能職会計年度任用職員であって、任期が二箇月以下のもの」とあるのは「技能職会計年度任用職員」と、市訓令第七条第一項第一号中「第九条」とあるのは「仙台市教育委員会技能職会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市教育委員会訓令第10号）第二条の規定によりその例によることとされる第九条」とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第二条 技能職会計年度任用職員の給与については、技能職会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市訓令第18号。以下「市訓令」という。）の適用を受ける技能職会計年度任用職員について定められているものの例による。この場合において、市訓令第3条第二項中「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市訓令第7号）」とあるのは「仙台市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和二年仙台市教育委員会訓令第11号）」と、同条第三項、第九条第一項、第十二条、別表備考1、同表備考3及び同表備考4中「総務局長」とあるのは「教育長」と、市訓令第五条の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市訓令第17号）第十三条第二項第七号中「会計年度任用職員であって、任期が二箇月以下のもの」とあるのは「技能職会計年度任用職員」と、市訓令第六条第一項第一号中「第八条」とあるのは「仙台市教育委員会技能職会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市教育委員会訓令第10号）第二条の規定によりその例によることとされる第八条」とする。</p>

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(教育局教育人事部人事課)